



APNIC34 proposal-101 IPv6 PIアドレス割り当て時の 「マルチホーム要件」の撤廃

JP policy WG

豊野剛

toyono.tsuyoshi@lab.ntt.co.jp

提案概要

- 現在

- JPNICではIPv6特殊用途用プロバイダ非依存PIアドレス（Provider Independent Address）の割り当てを希望する場合には以下の何れかの条件を満たす必要がある

1. 2つ以上の組織とマルチホーム接続を行う
2. IX（Internet Exchange）の相互接続利用
3. クリティカルインフラストラクチャ（DNSなど）

- 改定案（条件の緩和）

- 1つ目の「マルチホーム」条件を撤廃する

- 「PIアドレスが必要な技術的理由」を条件とする（原提案では”reasonable technical justification”）

APNICとJPNICでの状況

- APNIC
 - 今年8月末のAPNIC34において**コンセンサス済み** (prop-101)
 - 「**技術的な理由がある場合はIPv6のPI割り当てを認める**」とする
 - PIアドレスの割り当て要件をマルチホーム接続に限定しない
 - 技術的な理由の具体例をガイドライン文書に記述する
- JPNIC
 - 現状ではマルチホーム接続要件が有る
 - 旧APNICと同じ
 - **NIRとして施行実施は判断してよい**
 - **コミュニティ（つまり我々です）が望まなければ現行のままでも問題は無い**

APNICでの経緯 解決したい問題

- IPv6の大規模なネットワークではアドレスが設定されている機器が幅広い
- IPアドレスのリナンバが大きな負担となることが想定される
- これらの組織においてIPアドレスリナンバの可能性がボトルネックとなりIPv6移行が遅れることは望ましいことではない
- 参考
 - IPv6アドレス割り当てにおいてマルチホームを条件としているのはRIRでもAPNICだけであった
 - 今回のコンセンサスでようやくRIR間のポリシ実装が統一された

APNICでの経緯 提案のPros/Cons

- Benefits

- リンバが困難なためにIPv6移行を行えなかった組織のアドレス取得への障壁の撤廃と利用促進
- RIR間のポリシー整合性の統一

- Risks

- PI利用が増えるとIPv6経路が肥大化する可能性が増える
 - APNICでは事務局が定期的に申請数をフォーラムに報告することを条件とした
 - 申請状況により経路増加が懸念されれば要件を見直せば良い
- APNIC事務局の負担増

本提案のまとめ（再掲）

- 以下の提案についてコンセンサスの確認をお願いします
- APNICと同調し， JPNICにおいても「PIアドレス申請条件を緩和し， マルチホーム接続を必須条件から撤廃する」ことを提案します
（APNIC34 prop-101の採択）
 - その他諸条件はprop-101に準じる
 - 「技術的理由」の判断基準
 - 経路肥大を抑止するための監視・啓蒙等の努力義務